

目的税（入湯税）の用途に関する説明書

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設やその他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされています。

留萌市では、地方税法に基づく留萌市税条例の規定により、令和2年4月1日から、鉱泉浴場における入湯に対して、1人1泊150円（日帰り入湯客や小学生以下は免除）を課税しています。

入湯税の充当については、次の事業区分の各事業費から国道支出金や地方債などを差し引いた一般財源に対して充当しています。

(歳入)

第1款 市税 第5項 入湯税 **1,140** 千円

(歳出)

地方税法第701条に規定する入湯税を充てるべき経費 **61,430** 千円

【入湯税充当事業】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	入 湯 税 充 当 分	そ の 他
環境衛生施設整備事業						
消防施設整備事業						
観光振興事業	61,430	2,844		24,538	1,140	32,908
合 計	61,430	2,844		24,538	1,140	32,908